



年金生活者等支援 臨時福祉給付金

問い合わせ 臨時福祉給付金推進室
(TEL0570・021・192)

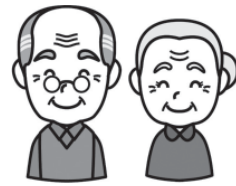
国が取り組む「一億総活躍社会」の実現に向けて、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援を行うとともに、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図ることを目的に、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。

■高齢者向けの給付金

基準日 平成27年1月1日時点
で、交野市に住民票がある人

対象者 28年度中に65歳以上になる(昭和27年4月1日以前に生まれた)人で、27年度の住民税が非課税、か

つ住民税が課税されている人の扶養親族でない人
※生活保護の受給者は、対象となりません。



支給額 1人につき3万円
(1回限り)

申請期間 5月2日(月)～
8月2日(火)

※申請期間を過ぎると、支給されません。

※支給対象者と思われる人には、4月下旬から順次、制度の案内や申請書などを送付します。

■臨時福祉給付金(簡素な給付措置)および、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金

次の給付金については、9月から受け付けを行います。
▽26年度から、消費税引き上げに伴い実施された「臨時福祉給付金」が、引き続き支給されます。

▽新たに障害基礎年金・遺族

基礎年金の受給者向けの給付金が支給されます。

※支給額などの詳細は、「広報かたの」8月号でお知らせします。

■給付金の詐欺にご注意!

「高齢者向けの給付金」(3万円)を装った、振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

自宅や職場などに市や厚生労働省などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市役所か交野警察署にご連絡ください。

▽市や厚生労働省が、ATMの操作をお願いすることや、給付のために手数料などの振り込みを求められることは、絶対にありません。

▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。

▽厚生労働省が住民のみさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

問い合わせ 交野警察署(TEL 891・1234)か、警察相談専用電話(#9110)

消費者相談

～「電力小売自由化」は
しっかり比較・検討して契約を～

問い合わせ 消費生活センター(ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)



Q 4月から電力小売自由化になりませんが、何かしないと電気が止まるのでしょうか。

A 何もしなくても、今までの電力会社から引き続き、電気が供給されます。電気が止まることはありません。

「小規模会社と契約すると停電が増える」「スマートメーターに取り換えると費用がかかる」という説明は、うそです。突然の電話や訪問で勧誘されて、よく分からないままに、その場で契約をしてはいけません。

まずは、業者の許可の有無について確かめましょう。また、「料金が安くなる」と説明を受けた場合は、条件や契約期間、解約料について確認しましょう。詳しくは、当センターにご相談ください。

助言 電力小売自由化で、経済産業大臣の許可を受けたさまざまな業種の会社が、電力を消費者に販売します。消費者は、会社や料金プランを自由に選択できるように





“おりひめ給食センター”が完成

新給食センター「おりひめ給食センター」は、4月1日（金）から運用を開始します。センターで調理した給食が、全市立小・中学校に配送されることとなります。

★「学校給食課」の名称変更と移転

現在、青年の家内にある「学校給食課」の執務室が、5月9日（月）からおりひめ給食センターに移転し、名称が「学校給食センター」に変更となります。5月9日以降の給食費の徴収に関する事務などは、おりひめ給食センターで行います。



お問い合わせ おりひめ給食センター (TEL 810-80012)

高額医療・高額介護合算制度

問い合わせ 各担当課

医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のそれぞれの自己負担額を合算して、自己負担限度額に500円を加えた額以上の場合は、申請に基づき、その超えた金額を支給します。同一世帯内でも、対象年度の末日（通常は7月31日）に、加入している医療保険ごとに計算します。

なお、自己負担額の合算は、高額療養費や高額介護サビス費を受給した後の自己負担額を合計して合算します。

■申請手続き

後期高齢者医療制度加入で該当すると思われる人には1月下旬に、国民健康保険加入で該当すると思われる人には3月下旬以降に申請書が送付されています。

申請書に必要事項を記入し、各医療保険者に提出してください。なお、計算期間中に保険者の変更などにより、申請書が送付されないことがありますので、下表のいずれかに該当する場合は、お問い合わせください。

70歳以上の人がいる世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の人がいる世帯)	国民健康保険+介護保険(70~74歳の人がある世帯)
現役並み所得者(住民税課税所得145万円以上)※1	67万円	
一般(住民税課税所得145万円未満)	56万円	
住民税非課税世帯Ⅱ	31万円	
住民税非課税世帯Ⅰ	19万円(※2)	

70歳未満の世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分「総所得金額等」	国民健康保険+介護保険
上位所得者(所得901万円超え)	176万円
上位所得者(所得600万円超え901万円以下)	135万円
一般(所得210万円超え600万円以下)	67万円
一般(所得210万円以下)	63万円
住民税非課税世帯	34万円

※1 ただし、住民税課税所得が145万円以上でも要件を満たせば、申請により「一般」の区分と同様になります。

※2 住民税非課税世帯Ⅰで複数の介護サービス利用者がいる世帯の場合は、介護支給分の限度額が31万円となります。

▽住民税非課税世帯Ⅱ世帯 全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得が0円の世帯の人

▽住民税非課税世帯Ⅱ世帯 全員が住民税非課税でⅠ以下

外の人

■70歳未満の世帯の自己負担限度額

70歳未満の世帯の自己負担限度額は、平成26年8月～27年7月の計算期間の自己負担限度額です。

なお、平成26年7月以前と27年8月以降は、自己負担額

が変更になっています。

■問い合わせ先

▽国民健康保険加入者Ⅱ医療保険課(TEL 892-0121)

▽後期高齢者医療制度加入者Ⅱ府後期高齢者医療広域連合給付課(TEL 06-4790-2031)

▽社会保険加入者Ⅱ加入している医療保険者

▽介護保険Ⅱ高齢介護課(TEL 893-6400)

児童扶養手当・特別児童扶養手当

問い合わせ 子育て支援課 (TEL 893-6406)

4月から、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変わります。

■児童扶養手当支給額の改定

支給額（月額） 下表のとおり

対象 18歳になってから最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満の児童）で、両親のどちらかが、死亡・離婚、または一定の障がいの状態であるなどの児童を監護・生計維持している人、または父母に代わって児童を養育（同居・監護・生計維持）している人

4月からの児童扶養手当の額		
対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	月額 42,330円 (以前は42,000円)	月額 9,990円～42,320円 (以前は9,910円～41,990円)
2人目	月額 5,000円を加算（変更なし）	
3人目以降	1人増えるごとに月額 3,000円を加算（変更なし）	

※再婚（内縁を含む）、父または母の帰還、児童を養育しなくなったなど、支給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。届け出をしないまま手当て

を受けていると、資格がなくなった日にさかのぼって手当てを返金していただきます。

■特別児童扶養手当支給額の改定

支給額（月額）

- ▽1級 5万1500円（以前は5万1100円）
- ▽2級 3万4300円（以前は3万4030円）

対象 20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいづれか1人）か、父母に代わって児童を養育（同居・監護・生計維持）している人

■受給条件

児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、公的年金給付との関連や所得制限、支給要件などの条件があります。

※手当てを受けている人で、障がいの程度・住所・名前などに変更があった場合は、届け出をしてください。

■次回の定時払い

児童扶養手当・特別児童扶養手当ともに、4月11日（月）です。

保育料などの取り扱いが一部変更

問い合わせ こども園課 (TEL 893-6407)

保育所などに入所している子どもの保育料などの取り扱いが、次のとおり一部変更となります。



■28年3月末日で、旧年少扶養控除の取り扱いが終了しました

27年度から、国の制度改正により、保育料の算定方法が

変更され、これまでの所得税から市町村住民税による計算となり、年少扶養控除などの廃止に伴う影響も考慮しない取り扱いとなりました。

ただし、27年度は市の経過措置として継続していましたが、28年3月末日をもって終了となりました。これにより、扶養人数や所得が同じであっても、保育料に変更が生じることがあります。

■多子・ひとり親世帯などの保育料軽減が始まります

国の制度改正により、28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、年収約360万円未満相当の世帯については、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃します。

また、年収約360万円未満相当のひとり親世帯および、障がい児（者）のいる世帯については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行階層の半額、第2子については無償化することとなりました。

※保育料などの詳しくは、こども園課までお問い合わせください。



後期高齢者医療のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

■28・29年度の保険料
保険料は2年ごとに見直されてお

り、28年度から保険料率が変わります。

保険料の算定式は左図のとおりとなります。

■保険料の軽減
①世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減さ

保険料の算定式

$$\begin{aligned} & \text{年間保険料}(\ast 1) \\ & \quad \parallel \\ & \text{被保険者均等割額} \langle \text{被保険者} \\ & \quad \text{1人あたり5万1,649円} \rangle \\ & \quad + \\ & \text{所得割額} \langle \text{賦課の基となる所得金額}(\ast 2) \times 10.41\% \rangle \end{aligned}$$

(※1) 保険料年額の限度額は57万円です。
(※2) 前年の総所得金額・山林所得金額・他の所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

れます(下表のとおり)。
※基礎控除額などの数値は、今後の税制改正などにより変動することがあります。
※軽減に該当するかを判断する総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金などに係る所得金額から15万円が控除されま

す。
※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。
②所得割額の賦課対象者の内、算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみ)の場合は211万円以

下)の人は、所得割額が5割軽減されます。
③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

被保険者均等割軽減の所得判定区分	軽減割合	軽減後の額(年額)
① 下欄②に属する被保険者であり、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,164円
② 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,747円
③ 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円) + 26万5,000円 × 被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円
④ 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円) + 48万円 × 被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円

■保険料通知の送付時期
「保険料額決定通知書」または「納入通知書」は、7月中旬に送付を予定しています。
7月以降に被保険者となった人については、8月以降に順次、通知書を送付します。

受診してください。
※3月に75歳になる人には、4月に受診券を送りますので、受診は翌年度になります。
■人間ドック費用の助成
被保険者が人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成(年度中1回)しています。

4・6・8月の年金受給時に、2月に年金天引きされた金額と同額を仮徴収額として年金天引きします。なお、保険料額の通知はありません。

助成には申請が必要です。申請するまでの間は、領収書などを大切に保管してください。
助成額 上限2万6000円
申請に必要なもの 人間ドックの領収書、人間ドックの検査結果通知書などの写し、被保険者証、口座情報が分かるもの、印鑑
申請窓口 市医療保険課

■簡易申告書の送付
保険料の軽減、自己負担割合や自己負担限度額の判定は所得情報を基に行います。そのため所得情報のない人には、6月頃に簡易申告書を送付します。

■制度に関する問い合わせ
大阪府後期高齢者医療広域連合事務局
▽保険料、被保険者資格、被保険者証などII資格管理課 (TEL 06・4790・2028)
▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レポート点検などII給付課 (TEL 06・4790・2031)

■健康診査費用の助成
4月下旬、被保険者に「健康診査受診券」を送ります。年度途中に75歳になる人には、誕生月の翌月初旬に順次送ります。
広域連合が指定する医療機関で、有効期限まで無料(年度中1回)で受診できますので、事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を持って

▽市医療保険課

28年度の市税の納期

問い合わせ 税務室 (TEL 892・0121)

28年度の納税通知書の発送時期、納期限は下表のとおりです。

■口座振替制度のご案内
市税(市・府民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)の納付には、便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

申し込みは、市内の金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局窓口にて口座振替申込書があります。納期限の1か月前までに、申込書に記載のある市指定金融機関の窓口でお申し込みください。

また、前納(全期一括)を希望する人は、固定資産税・都

税目	市・府民税(普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
納税通知書 発送時期	6月上旬	5月上旬	5月上旬
第1期納期	6月30日(木)	5月31日(火)	5月31日(火)
第2期納期	8月31日(水)	8月1日(月)	—
第3期納期	10月31日(月)	9月30日(金)	—
第4期納期	12月26日(月)	11月30日(水)	—

市計画税は4月末まで、市・府民税は5月末までにお申し込みください。

なお、引き落としは各納期限の日に指定口座から引き落としします。

※口座振替申込書は、市外の金融機関にはありませんので、市外金融機関を利用する場合は、税務室納税管理係にご連絡ください。

社会保障・

税番号制度

1人に1つのマイナンバー



マイナンバーカードの交付場所の変更

マイナンバーカード(個人番号カード)の取得申請をした人には、市役所から交付通知はがきを送付します。はがきを受け取られたら、記載されている交付日時や必要書類を確認の上、期限内にお受け取りください。なお、申請から受け取りまでは、約2か月かかります。

※マイナンバーカードの受け取りは本人に限りません。ただし、病気などでやむを得ない場合は、代理人に受け取りを委任できます。事前に市民課まで、ご相談ください。

交付場所 市役所本館1階

市民課

交付日 平日の午前9時～午後5時30分

問い合わせ 市民課(TEL 892・0121)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

後5時30分
※マイナンバーカードの発送状況は、マイナンバーカード総合サイト(https://www.kojinbangou-card.go.jp/kofusinse/index.html)で確認できます。

◆マイナンバー総合フリーダイヤル(4月1日(金)～)
電話番号 0120・95・0178(無料)
対応時間 平日の午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日の午前9時30分～午後5時30分
利用場所 全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス

※住基カードやマイナンバー通知カードでは、証明書の取得はできません。